

熊本地震を踏まえて、新たに対応が必要なもの

熊本地震での問題点	今後の対応の方向性	主担当部等
第1 建築物の損壊への対応 2 耐震不足の庁舎等の重要拠点の被災による業務の停滞	・平成28年度：県災害対策本部の代替施設の選定を行い、地域防災計画等に明記【県】 平成28年度～29年度：県地方災害対策部の代替施設の選定を行い、地域防災計画等に明記【県】	防災対策部
第2 物資調達 1 困難な物資のニーズ把握 ・困難な避難所のニーズ把握 避難所との連絡手段の不備 iPadシステムの導入によるニーズ把握の一時停滞・混乱 ・避難所のニーズに合わない支援物資	・ニーズ把握のためのアプリやWebシステム等の国検討状況を随時把握し、市町と情報共有を図り、具体的な運用方法を検討し、地域防災計画に明記【県・市町】	防災対策部 地域連携部
第3 避難所運営 2 避難所外避難者の支援の不備 ・困難な車中避難者等の把握 ・車中避難者の健康悪化 ・テント避難者の支援の不備	・平成28年度：車中避難者の把握方法等について検討し、三重県避難所運営マニュアル策定指針に反映【県】 平成29年度：避難所外避難者の支援について、地域防災計画に明記【県・市町】	防災対策部

既に取組は進めているが、熊本地震を踏まえて、より一層の取組が必要なもの

熊本地震での問題点	今後の対応の方向性	主担当部等
第1 建築物の損壊への対応 1 旧耐震基準住宅の甚大な被害	・平成28年度～29年度：住宅耐震化促進のための啓発については、引き続き、県・市町と関係団体が連携し、戸別訪問による所有者への直接的な働きかけを行っていく。特に市町が定める重点区域における戸別訪問を強化【県・市町】 ・第三者委員会からの報告書をもとに今後示される国の方策に、適切に対応【県・市町】	県土整備部
2 耐震不足の庁舎等の重要拠点の被災による業務の停滞	・県立学校の非構造部材の耐震対策については、未対策箇所の対策手法とその実施時期の再検討を行い、早期の完了を目指して計画的に取り組む。屋内運動場等の天井等落下防止対策については、早期に対策が完了できるよう、実施時期等について該当の学校との調整を進めるなど、計画的に取り組む【県】 ・市町災害対策本部の代替機能の確保や、市町業務継続計画の策定促進【市町】	教育委員会 防災対策部
第2 物資調達 2 物資の滞留・供給の遅れ ・物資の受入態勢の不備 ・物流事業者等の専門家との連携不足 ・物資の過不足に係る情報発信の不足 ・物資の保管手順の不備及び保管場所の不足 ・資機材の不足 ・対応が困難な小口支援物資 ・避難所への物資の供給手順等の不備	・広域受援計画(国・他県の支援を受ける場所(拠点)と量を定める県計画) 平成28年度：県の6つの広域物資拠点(広域防災拠点)のそれぞれの役割の決定【県】 平成29年度：県と市町の物資拠点の役割を踏まえ、受援する拠点と量を決定し計画策定【県】 ・物資拠点活動要領(各拠点における活動マニュアル) 平成28年度：県広域物資拠点を1拠点選定し活動要領策定【県】 平成29年度：県の残り5つの広域物資拠点の活動要領策定【県】 県の活動要領を市町と情報共有【県・市町】 ・救援物資部隊活動要領(災害対策本部の部隊の活動マニュアル) 平成28年度：県災害対策本部の救援物資部隊活動要領策定【県】 平成29年度：県の活動要領を市町と情報共有【県・市町】 ・その他の取組 平成28年度～29年度：物資拠点の資機材整備【県】 ・県と市町で個人(家庭)備蓄の啓発を実施【県・市町】	防災対策部 地域連携部 防災対策部
3 物資拠点の不足 ・市町村の物資拠点の不足 ・代替施設の不足		防災対策部
4 発災直後の物資不足	・平成28年度：公的備蓄のあり方について、県と市町で、役割分担等の検討を行い、地域防災計画に明記【県・市町】 平成29年度以降：備蓄の実施。併せて、県においては、流通備蓄の実効性についても確認【県・市町】	防災対策部
第3 避難所運営 1 災害時要援護者の支援の不備 ・避難行動要支援者の把握と福祉避難所の指定の不備 ・福祉避難所の周知不足 ・開設が困難な福祉避難所	・平成28年度：避難行動要支援者名簿の作成【市町】 福祉避難所の連絡体制整備等の状況調査を行うとともに、市町による福祉避難所運営マニュアルの策定促進【県・市町】 平成29年度：支援者への名簿の提供が行われるよう取組を促進【県・市町】	防災対策部 健康福祉部
3 避難所運営体制の不備 ・住民主体による運営の認識不足 ・ボランティアとの連携不足 ・プライバシーの確保の不備 ・女性への配慮の不備 ・外国人への配慮の不備 ・ペット問題 ・支援物資に係る避難者への周知不足 ・保健衛生の確保の不備	・平成28年度：平成25年3月に男女共同参画の視点や、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要援護者にも配慮した避難所となることを目指して改定した三重県避難所運営マニュアル策定指針を活用した避難所毎の運営マニュアルが作成されることを目指し、避難所開設訓練やHUGなど避難所運営に関する取組を促進【県・市町】	防災対策部
第4 受援体制 1 広域応援時の受援体制の不備 ・応援職員の受入態勢・活用方針の不備 ・応援職員に対する指揮命令系統の不備 ・応援職員の活動状況に係る国と自治体との情報共有不足	・平成28年度：県災害対策本部の受援体制の概要の決定【県】 平成29年度：県災害対策本部の受援体制の活動内容の決定【県】	防災対策部